

霧島市光ブロードバンド整備計画

平成30年8月20日
霧島市

霧島市光ブロードバンド整備計画

1 はじめに

本市では、平成20年3月に策定した「霧島市地域情報化計画」に基づき、平成20年度から平成21年度にかけて、ADSLサービスを利用できない山間部等のブロードバンド環境整備を実施し、条件不利地域の情報通信格差の是正に取り組んできた。

このような中、情報通信の急速な進歩により、光ファイバによる超高速ブロードバンドの整備とサービスの提供が全国的に展開され、インターネットを介しての人との交流や各種事業の経営も活発に行われるようになってきた。

しかし、本市の光ファイバ網については、平野部はおおむね整備されているものの、その他の山間部の地域は設備投資に対する加入率が見込めないという採算性の問題から、電気通信事業者による超高速ブロードバンドのエリア拡大については期待できない状況である。

このことから、市民が等しく情報化社会の恩恵を受けることができず、早期の基盤整備が重要課題となっている。

そして、今や企業や工場などの事業所の経済活動にとっても、光ファイバ網は不可欠な社会資本であり、本市の経済基盤をも左右する重要なインフラでもあることから、「第二次霧島市総合計画」に基づき、超高速ブロードバンドの基盤整備を着実かつ適切な方法で進めるために整備計画を策定し、事業を進める必要がある。

2 現状と課題

(1) 現状

光ファイバ等による固定系超高速ブロードバンドの整備の現状について、総務省の推計した平成29年3月末での世帯カバー率は、全国99.0%、鹿児島県86.5%、霧島市83.3%となっている。

本市域では、国分・隼人地区の平野部及び鹿児島国際空港（溝辺地区）周辺を電気通信事業者がFTTH（光ファイバ）による整備を行い、溝辺地区を本市がCATVインターネットによる整備を行っている（公設公営）が、その他の地区は、これら固定系超高速ブロードバンドの整備がいまだなされていない。

(2) 未整備地域の現状と課題

本市では、2015年10月に策定した「霧島市ふるさと創生総合戦略」において、「人口減少と地域経済縮小の克服」及び「まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立」を目指す中、企業誘致、産業振興、移住定住促進、子育て支援政策等を進めてきている。

市全域においてADSLは整備されているが、中山間地域の市民及び事業所において、全てがADSLによるブロードバンドとしての速度に満足しているわけではなく、光ファイバ網を望む市民及び事業所が多い。

このようなことから、「霧島市ふるさと創生総合戦略」を進める上において、市街地同様に他地域においても積極的な整備促進が重要な課題と言える。

(3) 電気通信事業者によるサービスの現状と課題

市街地から地理的に離れた中山間地においては、世帯数も少なく、電気通信事業者にとって採算性や投資効果が見込めない不採算地域と認識されており、超高速ブロードバンド整備は進んでいない状況にある。これまで電気通信事業者による光ファイバ網整備の要点と課題を整理すると以下のとおりとなる。

- ①一定の採算が見込めるエリアは既に敷設済みであり、現在、敷設されていないエリアは全て不採算地域と認識されている。
- ②敷設済地区において、利用料金体系の工夫や加入促進の展開により徐々に加入率は伸びてはいるが、新たなエリア拡大への動機付けまでにはつながっていない。
- ③敷設は、一定のエリアを対象としたポイントという捉え方ではなく、ある程度まとまった面的整備、換言すれば局舎単位の整備でなければ難しい。

3 整備方針

これらの現状と課題を踏まえ、平成29年度に開催された総務省との意見交換会では、本市に移住定住された住民、観光関係団体、企業などから、早期に超高速ブロードバンドの整備を望む声が出された。

こうした対象地域の住民意見、目覚ましい技術進展の度合い、国の支援制度創設を勘案しながら、光ファイバを主とした超高速ブロードバンド整備を進める。

現状での電気通信事業者の整備方針としては、局舎単位の整備が基本であることから、市の整備方針としても局舎単位での整備を基本とし、早期（市が定める期間）に光ファイ

バ網整備が実施できる電気通信事業者に対し、事業費の一部を助成することにより基盤整備を促進する。

加えて、光ファイバ網への加入率向上のため、さらには後年度の電気通信事業者による自主整備を促すべく、説明会等の開催による超高速ブロードバンドの需要喚起に取り組む。

なお、溝辺地区はCATVインターネットを本市（旧溝辺町時代）で整備し、超高速ブロードバンドとして国が規定する下り30Mbps以上の伝送速度をすでに確保していることから、情報格差の解消を目的とした今回の整備計画には含まないこととする。

4 対象地区と整備スケジュール

(1) 第1期・・・2018年度 霧島地区

牧園地区（丸尾地域、宿窪田地域）

横川地区（山ヶ野地域を除く）

上記の3地区を第1期に整備する必要として以下の理由があげられる。

- ① 霧島地区及び牧園地区は、本市の基幹産業である観光業エリアであり、インバウンド対策として早期整備の陳情が市議会で採択された。また、移住定住促進エリアであるとともに、火山（新燃岳）噴火防災拠点として二つの総合支所を有することから、整備事業の第1期エリアとする。
- ② 横川地区は、大隅横川駅を拠点とした地域活性化を積極的に行っている。また、隣接する湧水町の市街地に超高速ブロードバンドが整備されており、従前から経済活動を共有しているにもかかわらず、情報格差が生じている。そして、本市の誘致した企業が立地する工業団地も多数あることから、整備事業の第1期エリアとする。

(2) 第2期・・・2019年度 牧園地区（万膳地域、安楽地域）

横川地区（山ヶ野地域）

隼人地区（嘉例川地域）

その他一部未整備エリア

上記の3地区を第2期に整備する必要として以下の理由があげられる。

- ① 牧園地区において、万膳地域と安楽地域は少数世帯のエリアではあるが、現在ADSLに加入している世帯等が所在し、農業振興（茶）及び観光振興（温泉・旅館）への活用が見込まれることから、整備事業の第2期エリアとする。
- ② 横川地区の山ヶ野地域及び隼人地区の嘉例川地域については、少数世帯のエリアではあるが、現在ADSLに加入している世帯等が所在していることから、整備事業の第2期エリアとする。
- ③ なお、第1期（2018年度）に整備した地区で、整備済みのエリア外からサービス加入申し出があった世帯までのエリア拡大を図る。

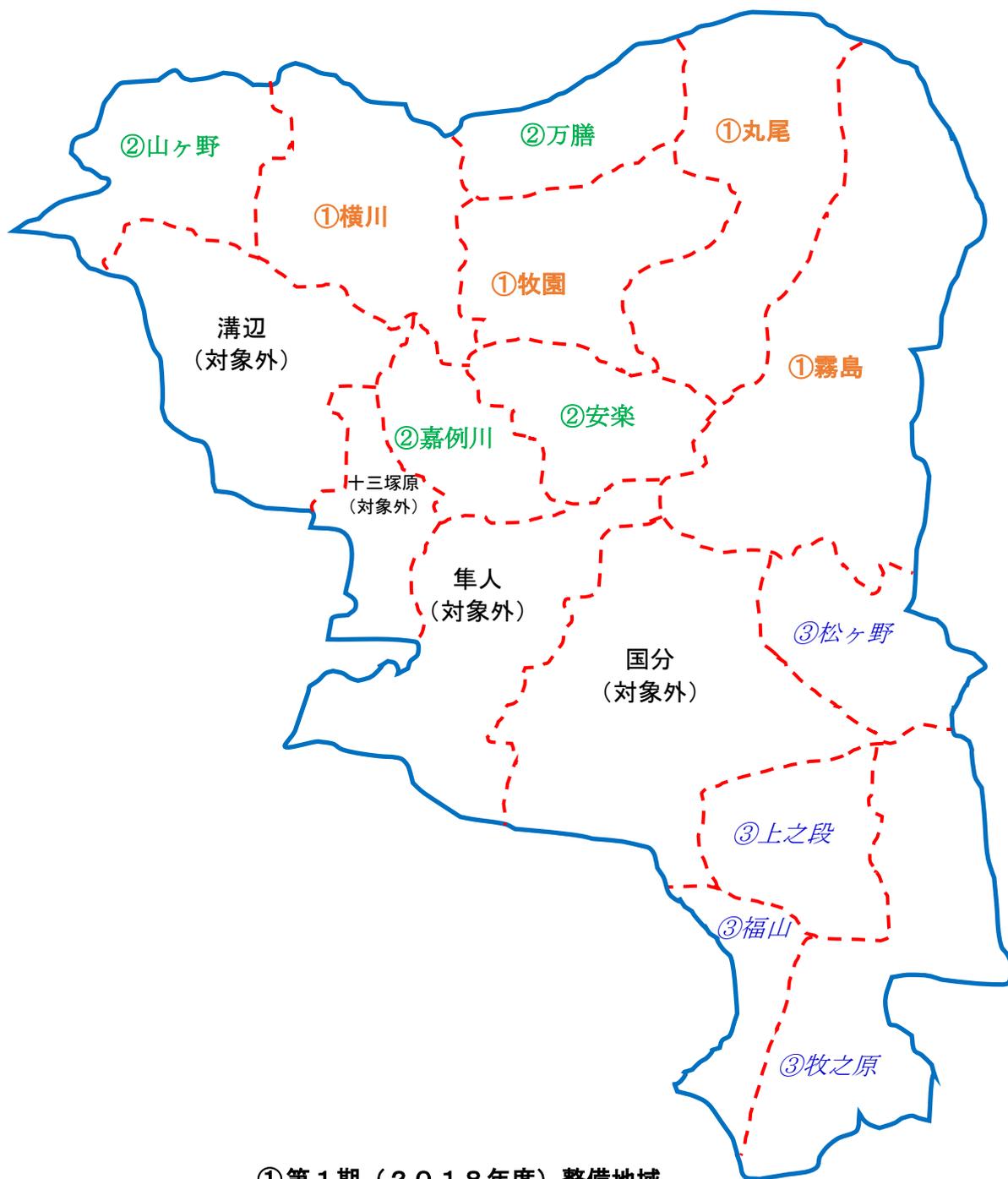
- (3) 第3期・・・2020年度 福山地区
国分地区（上之段地域、松ヶ野地域）
その他一部未整備エリア

上記の2地区を第3期に整備する必要として以下の理由があげられる。

- ① 福山地区において、人口の密集している牧之原地域はADSL加入者が多く、海沿いの福山地域は水産業及び黒酢製造の中心地であることから、整備事業の第3期エリアとする。
- ② 国分地区の松ヶ野地域及び上之段地域は、少数世帯のエリアではあるが、現在ADSLに加入している世帯等が所在していることから、隣接する福山地区と一体とした整備事業の第3期エリアとする。
- ③ なお、第2期（2019年度）に整備した地区で、整備済みのエリア外からサービス加入申し出のあった世帯までのエリア拡大を図る。

- (4) 第4期・・・2021年度 第3期（2020年度）に整備した地区で、整備済みのエリア外からサービス加入申し出があった世帯までのエリア拡大を図る。

霧島市光ブロードバンド整備計画対象地域



① 第1期 (2018年度) 整備地域

② 第2期 (2019年度) 整備地域

③ 第3期 (2020年度) 整備地域